平成２９年（フ）第３６２０号
大阪市鶴見区諸口２丁目３番13号
債務者　岩田　寛子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６０号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目13番17号
債務者　板東　正勝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４６号
大阪市住吉区苅田５丁目19番５－302号
債務者　鵜瀬　幸男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８９号
大阪府八尾市恩智北町１丁目51番地グランドシャトータカオ恩智203号
債務者　横山　康彦
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９０号
大阪府八尾市恩智北町１丁目51番地グランドシャトータカオ恩智203号
債務者　横山　初代
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９７号
大阪府四條畷市砂３丁目７番11号　サンビレッジ中西Ｂ　202
債務者　吉田　紘子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３７号
大阪府寝屋川市若葉町31番20号
債務者　西岡トモ子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７２号
大阪市大正区泉尾７丁目13－１－316、住民票上の住所大阪市大正区千島１丁目23番32号
債務者　仲宗根秀樹
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９８号
大阪市旭区中宮２丁目11番７号ビッグリバーＢ101
債務者　中村　克可
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１０号
大阪府茨木市下穂積１丁目２番５号茨木マリアヴィラ213号
債務者　江口　　宏
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１３号
大阪市住之江区南港北２丁目７番48号　特別養護老人ホーム　健祥会エンリケ、前住所大阪市北区天満橋２丁目２番28―713号
債務者　嶋　　幸夫
法定代理人成年後見人　中本　　彰
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１号
香川県さぬき市大川町田面3446番地２
債務者　木村　　智
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市首里汀良町２丁目27番地
債務者　霍田　智美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２８５号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目８番地９　嶺正ハイツ203
債務者　金城　秀子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７２９号
千葉県浦安市富士見２丁目８番20号　サニーホームズ（103）
債務者　工藤　広子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３１号
千葉県市川市稲越町248番地３（グランシャリオ105号）
債務者　大島　佑佳
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７５０号
千葉市若葉区桜木６丁目17番14号　桜コーポ205号
債務者　笠水上節子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係